

府中市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領

令和8年5月25日

(目的)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定（以下「支援法人の指定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中市空家等管理活用支援法人指定申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでに空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 市が空家等対策の推進のために支援法人に求める業務（以下「市が求める業務」という。）に関する計画書及び収支予算書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面

(支援法人の指定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書が提出された場合において、当該申請書の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請書を提出した申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第12条の規定により、指定を取り消され、その取消の日から3年を経過していない者でないこと。
- (3) 府中市暴力団排除条例（平成23年6月府中市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団又はその統制下にある団体ではないこと。
- (4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 府中市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が、第3次府中市空家等対策計画に適合し、本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。
- (6) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、市が求める業務として適切なものであること。
- (7) 申請者が、必要な人員の配置、関係する専門家・協力事業者との連携、個人情報保護その他市が求める業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (8) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (9) 市が求める業務を行うに足りる専門性を有する体制であること。

2 市長は、申請者を支援法人として指定する場合は府中市空家等管理活用支援法人指定書により、指定しない場合は府中市空家等管理活用支援法人不指定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（標準処理期間）

第5条 支援法人の指定の申請に係る標準処理期間は、60日とする。

(支援法人の指定の数及び期間)

第6条 支援法人の指定の数は、1法人とする。

2 支援法人の指定の期間は、当該指定の日から起算して3年を超えない範囲内において市長が定める。

(市が求める業務の内容)

第7条 市が求める業務は、支援法人が空家等の所有者等に対し、空家等の適切な管理又はその活用を図るため、無料で、空家等に関する相続、売却、賃貸、管理等の相談にワンストップで対応するものとする。

2 支援法人は、自らの責任において、専門家・協力事業者との連携体制を構築し、相談に対してワンストップで具体的な助言・提案を行うほか、相談者や市からの依頼により、空家等の売却、賃貸、管理等を実施するために必要な費用等について試算し、提案を行うものとする。

(名称等の変更)

第8条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第9条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第10条 支援法人は、事業年度開始前において、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第11条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ

確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第12条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第4条の規定による指定を取り消すことができる。

(1) 法第25条第2項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第4条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

(3) 不正な手段により指定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書により当該支援法人に通知するものとする。

(様式)

第13条 この要領の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和8年6月15日から施行する。